

第二日 平成二十五年三月七日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

東日本大震災から来週の月曜日で二年となります。ここに犠牲者のご冥福をお祈りし、謹んで黙祷を捧げたいと思います。傍聴者の皆さんもご協力をお願いいたします。

皆さんご起立をお願いいたします。

〔黙祷〕

○事務局長（佐々木克治君）

黙祷終わります。

○議長（野呂日出男君）

ありがとうございました。ご着席願います。

次に報告事項がありますので、事務局から報告させます。

局長、お願いします。

【開会前に事務局長より、奈良完治議員、三浦秀男選挙管理委員会委員長並びに工藤勲農業委員会会長が所用のため欠席する旨が報告される。】

○議長（野呂日出男君）

開会前にあたり、報告事項がございます。

三月四日配布いたしました、例月出納検査報告書の中で訂正箇所がある旨の届出がありましたので、お手元に配布した

印刷物により、差し替えをお願いいたします。

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、四番鶴賀谷 貴君に一般質問を許します。

四番鶴賀谷 貴君。

〔四番 鶴賀谷 貴君 登壇〕

○四番（鶴賀谷 貴君）

皆様、おはようございます。

議長のお許しがありましたので、発言させていただきます。

質問に入る前に、今年は豪雪により、大きな被害や数多くの事故が発生しております。被害や事故に遭われた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

また、この三月末にて退職される管理職及び職員の皆様、長年のご苦勞に対しまして、心から感謝を申し上げます。退職された後でもご健康で、それぞれのお立場の中でこれまで以上にご活躍されることをご祈念申し上げます。大変お世話になり、まことにありがとうございました。

それでは、平成二十五年度第一回定例会に当たり、さきに通告いたしました項目につきまして質問をさせていただきます。平田町長初め、各担当者から明快で、そして前向きなご答弁をいただけますようお願いを申し上げます。

まず初めに、教育行政について質問をいたします。

大津市では、生徒間のいじめにより尊い命が失われ、国民に大きな衝撃を与えました。いじめの発見はだんだんと難しくなり、しかも陰湿になってきていると思います。そこで、我が藤崎町の小中学校でいじめ問題が存在しているのかお

尋ねいたします。

いじめはないという固定観念で考えるのではなく、普段からいつ発生するかわからないものだと思って行動しなければなりません。いじめが発生した場合の対応策はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

また、いじめは初め、小さなことから始まり、だんだんとエスカレートしていきます。何よりいじめを未然に防ぐことが最もよい方法だと考えますが、いじめを予防する対策はどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に小中学校での体罰についてお尋ねいたします。

大阪で高校生が先生からの体罰により自殺するという事件がありました。その後、次々と先生の体罰が発表されておりますが、藤崎町の小中学校で、教職員の体罰があるのかお尋ねいたします。

また、体罰が発生した場合の対応策はどのようになっているのかお尋ねいたします。

何をしたら体罰になって、どこまでなら許されるのかと定義自体がまだまだ不明確な今日において、教職員が体罰をしない対策はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

先日、教員の体罰に関するアンケート調査が配付されました。この教員の体罰に関するアンケート調査の目的をお尋ねいたします。

また、教員の体罰に関するアンケート調査の回答結果を今後どのように活用するのか、お尋ねいたします。

次に、雪問題についてお尋ねいたします。

今年度は十二月の早い時期から雪が降り、記録的な豪雪となっております。この影響で、除排雪についての苦情がたくさんあると思いますが、苦情件数は何件あるのかお尋ねいたします。

平田町長は、平成二十四年度から除排雪業者を町外業者から全て町内の業者に変更しました。なぜ除排雪業者を変更したのかお尋ねいたします。

除排雪作業においても大切な税金を使って実施しております。公共事業と同じように、除排雪作業の施工技術の査定をしていると思いますが、どのようになっているのかお尋ねいたします。今年度は除排雪に関して例年になく数多くの町民からの苦情の声が私にもたくさんありました。来年度に向け、除排雪の不満を解決するために、除排雪体制や計画の見直しが必要と思いますが、どのようにお考えになっているのかお尋ねいたします。

次に、雪捨て場についてお尋ねいたします。

今年度は、従来の平川河川敷の雪捨て場から少し離れた岩木川の河川敷に変更になりました。また、常盤地区の雪捨て場が新たに設けられました。来年度も今年度同様の場所なのか、お尋ねいたします。

また、除雪時に使用している民間の土地の雪捨て場は何カ所あるのかお尋ねいたします。

除雪の問題は行政だけで全て解決できるものではありません。多くの町民のお力をお借りしなければ、安全な道路の確保はできません。そこで、民間の空き地を各町内単位で数カ所雪捨て場として確保し、数キロ単位で除雪時の雪をそこに置いて、これまで以上に道路の脇の雪がたまらなくすることがよいと思いますが、地権者の方々には正式に町が冬期間お借りするのですから、この分、賃料を支払うのではなく、固定資産税を減免します。地域住民の方も空き地にこれまで黙って雪を置いていたものを今度は遠慮することなく雪を捨てることができると思います。ぜひこのような政策を実施していただきたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、広報ふじさきについてお尋ねします。

広報藤崎は、町のさまざまな行事のお知らせや報告、財政状況など、町の現状を伝えるための大きな役割を担っております。高齢化が進む今日において、親しみやすく、読みやすくするために、広報ふじさきの活字をもう少し大きくできないものかお尋ねして、壇上からの質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

四番鶴賀谷 貴君の一般質問に対する答弁を求めます。

平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

鶴賀谷 貴議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、教育行政についてのイの小、中学校でのいじめ問題についてのいじめ問題は発生しているのかについてですが、いじめの定義は、当該児童、生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、いじめか否かの判断は、いじめられた児童、生徒の立場に立つて行うとされています。その後具体的ないじめの種類にパソコン、携帯電話での中傷、悪口などが追加されました。当町はいじめの件数は、今年度二学期現在、小学校で二名、中学校なしで、合計二名であります。早期発見、早期対応で適切な対応により、深刻な事態に至らず解決したという報告を受けております。

次に、いじめが発生した場合の対応策はどうなっているのかについてですが、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先し、保護者や友人関係などからの情報収集に努め、事実確認を行うとともに、適正な対応を行います。また、解決したと見られる場合でも継続して観察し、十分な注意を払い、再発の防止に努めるよう強い指導をしているところでございます。

次に、いじめを予防する対策はどうなっているのかについてですが、児童、生徒一人一人を大切にする学校づくりに努め、いじめは人間として絶対許されないことという意識を児童、生徒に徹底し、日ごろから学校の教育活動を通じて、道徳教育の充実や社会性、規範意識、思いやりなどの子供の豊かな人間性を育成させる指導をしているところでございます。基本的な考え方としては、いじめは絶対に許されないこと、また、いじめはどこの学校でもどこの子供に

も起こり得ることを十分に認識し、周囲の児童生徒からの報告をしやすい環境づくりや、きめ細かな観察力の強化に当たることが肝要であると考えており、各学校に指導体制づくりをお願いしているところであります。

次に、ロの小、中学校での体罰についての教職員による体罰はあるのかについてであります。体罰の定義ですが、教職員などが児童、生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童、生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行われた場所及び時間的環境、懲戒の対応などの諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとの判断をする必要があるとされており、文部科学省からの調査によると、各学校から体罰はなしという報告を受けております。

次に、教職員の体罰が発生した場合の対応策はどのようなになっているのかについてであります。体罰はあってはならないことであり、万が一体罰が発生したときは、速やかに事実確認し、その日のうちに被害児童生徒と保護者に謝罪し、信頼回復に努めるとともに、被害児童生徒が学級や授業等に出やすい環境を整え、誠意を持って責任を果たすこと心がけるよう指導しております。

次に、教職員が体罰をしない対策はどのようなになっているのかについてであります。問題行動を起こす児童、生徒に対する指導が体罰につながっているものと思われ。その指導に当たっては、児童生徒の人格を無視した体罰により、訴えることがなく、保護者と連携をとりながら、理解を得て、担任だけでなく、学校全体で早期に児童、生徒の指導に当たり、より一層の充実を図り、体罰防止に努めているところでございます。

次に、教員の体罰に関するアンケート調査の目的は何かについてであります。昨年末に部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生したことを受け、教職員による児童、生徒への体罰の状況を把握するために調査するものであります。

次に、教育の体罰に関するアンケート調査の回答結果を今後どのように活用するかについてであります。今回の調査については、教職員、児童、生徒、保護者を対象に実態調査を行ったものであり、その結果を学校全体で検証し、今後

の体罰に対する指導に生かされるようにしたいと考えております。体罰は、教育的観点からも教師と児童生徒の信頼を損なうものであってはならないことであることから、体罰は学校教育法で禁止されているところでもございます。決して許されない行為であることを強調し、実態把握に努め、体罰禁止の徹底を図り、体罰に頼らない教育指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、雪問題についてのイの除排雪について、除排雪についての苦情件数は何件かについてであります。今冬は、昨年に引き続き記録的な豪雪となり、一月十一日に、町豪雪対策本部を設置し、対応してまいりましたが、二月末現在で五百二十三件の苦情、相談を受けております。

次に、平成二十四年度から除排雪業者を変更したのはなぜかについてであります。私は町長就任時より、地域の活性化、雇用促進のため、地元業者を積極的に活用することを推進してきており、その一環として除雪作業の委託についてを町内業者としたものであります。

次に、除排雪業者の施工技術の査定をどのようになっているのかについてであります。現時点では、特に業者ごとの査定などは行っておりませんでした。今年度の場合、除雪工区ごとの作業の仕上がりに際し、差が顕著にあらわれ、それが苦情などの原因ともなっていることから、今期の委託期間終了後、速やかに業者ごとの総括を行い、苦情、要望内容等を相互に理解し、来期は除雪作業についての点検づけを行うなどの方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、来年度から除排雪体制の見直しは必要でないかについてであります。今期は昨年に引き続き、災害並みの豪雪に見舞われたことや、除雪業者の変更などにより、一部路線におきまして、通勤、通学時の交通に支障を来たしてきたことも承知しております。来年度からの除雪体制につきましては、今期の問題点について、委託業者も交えながら、除雪の出動時期、工区ごとの除雪作業量、除雪車両の規格の適否など、除雪体制の見直しのための検討会を開催し、来期の除雪計画に反映させ、住民生活に支障を来たさないよう対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、口の雪捨て場についての、公共地の雪捨て場は来年度も今年度と同じなのかについてであります。藤崎地区の場合は、今年度より、県工事で平川を横断する流域下水道幹線本管の耐震補強工事を河川の渇水期である冬期間に実施することになったことにより、昨年まで使用していた白子地区雪置き場が使用できないため、その代替として岩木川左岸の弘前市中崎地区に開設したものであります。なお、この県工事は、平成二十六年までの予定であることから、少なくとも平成二十六年までは、今年度と同様、弘前市中崎地区に開設予定となるものであります。将来的にも県道前坂藤崎線の白子バイパスの開通を見越した場合、中崎地区雪置き場が利便性に優れているものと考えております。

また、常盤地区では、墓地公園の残地部分を雪捨て場として使用しておりますが、今冬のような豪雪時には手狭なため、今後置き場の拡張も検討する必要があると思っております。

次に、除雪時に使用している民地の雪捨て場は何カ所あるかについてであります。雪置き場という位置づけではありませんが、除雪した雪を押し、一時的に雪山にし、春先に排雪している場所として、現在建設課で把握している箇所数は藤崎地区で8カ所、常盤地区で5カ所程度と把握しております。

次に、町会単位の雪捨て場をふやすために、固定資産税を減額して、民間の空き地を利用できないかについてであります。各町内単位の空き地を町が確保し、除排雪に伴う維持、管理を行うとすれば、現時点での対応については人的、機械的に難しいことが予想され、今後除排雪業務に必要及び要望が出てきた場合、検討させていただきたいと考えております。

次に、行政サービスについてのイ、広報ふじさきについて、高齢者の方にもっと読みやすくするために、広報ふじさきの活字を大きくできないかについてであります。広報ふじさきは、行政から住民への情報発信の手段として、最も重要かつ大切な手段であると認識しております。広報編集には、行政情報、町の話題や特集、催し物のお知らせなど、紙面の充実はもちろんのこと、写真やレイアウトを工夫し、わかりやすい文章を心がけて編集しております。掲載情報

の内容や、限られたスペースでの編集により、読者の皆様には見えにくい、ご不便をおかけしていることもあろうかと思えます。今後とも親しまれる紙面づくり、読者の皆さんに愛される広報編集を心がけてまいりたいと考えております。

以上、鶴賀谷議員の質問に対する登壇での答弁とさせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

四番鶴賀谷 貴君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、四番鶴賀谷 貴君に再質問を許します。鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

大変前向きなご回答をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、若干再質問をさせていただきます。

まずですね、いじめ、小、中学校でのいじめ問題についてのイですけれども、いじめ問題は小学校で二名という形だと、町長から答弁がありましたけれども、町長の答弁にもありましたけれども、今現在はもう解決してしまっているということで、再度確認したいんですけれども、よろしいですか。学務課長。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

今議員がおっしゃったとおり、もう既に解決しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

いじめ問題もしかり、いろいろな問題が出てきますけれども、やっぱり問題が発生するときの対応というのはですね、私、大きく分けて二つあると思います。やはりですね、今いじめ問題をたとえば、まず、早期の発見、私、壇上でも話しました。早期の発見。そして早期の対応、この二つというのはですね、分けて考えるべきだと、私、思っています。ですから、この論点でちょっと議論させていただきます。

早期の発見とすることで、私、今、議論をしますけれども、早期の発見はですね、やはり学校の教職員の先生方の目、そして、子供たちの目、そして家庭の保護者の目、そして地域社会の目と。いろいろな各何ていうんですか、各それぞれの立場の中で、子供たちを注意深く見守るということが私は前提だと思っているんです。やっぱりいじめ問題もそうなんですけれども、なかなか発見されない。だから、命を絶ってしまうという、こういった現象になってきていると思いますので、先ほどお話ししたように、早期発見する。このために、やはり先ほど話した学校の先生方も注意深く、そして保護者の方々もですね、やはり自分の子供が何かおかしいと。口をきかなくなってきたとか、体に傷をつけてきたとか、お金の使い方が荒くなったとかという、やっぱりそういう感じたときに、やっぱり学校側と言い合える。要は信頼関係が私は非常に大切だと思っているんです。そういうことで言いますと。

ですから、その対応策、保護者からそういう何かうちの子供ちょっとおかしいんだけど。学校に行ったときには、学校ではどういうよう対応をしているものなのか、お尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

まず、学校のほうでは、各学期ごとに児童、生徒にアンケートをとっております。それでアンケート結果によって、その情報を得ながら、また、個々に面接して、その事実確認等の確認をして、いじめ等についての把握をしております。それで、早期に対応して早期に解決というふうなことで今学校のほうではそういうことで実施しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

去年ですけれども、日本PTA全国協議会から子供たちに、学校を通して子供たちにいじめの根絶といじめの命の尊さを訴えるというチラシが来ていますね、この中に、要は先ほど私、お話ししたように、PTAとして、PTAとして、子供たちを守る視点に立ち、いじめの根絶と命の尊さを訴えるという形で、要はPTAというものもですね、重要になってくると思っております。その中には、私たちは子育ての第一責任者であることを認識しましょう。子供たちはいじめはしてはいけないことだということを教えましょう。子供たちに命の大切さを教えましょう。子供たちが発するシグナルに注意をしましょう。いじめに気がいたら素早く対応しましょうという。この五項目をうたって、保護者の方々にチラシを多分配っております。これをたまたま私、自分の子供がまだあれですけれども、PTAですからあれですけれども、これを各学校全部に配ったものなんですか、このチラシは。そうでもないんですか。

○学務課長（加福哲三君）

私のほうでは見ておりません。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

それですね、もう一つ、中央小学校のことしの二月の、平成二十五年度の二月の学校の便り、学年便りというんですか、学校便りですね。この中にはちょっと今度話が変わりますけれども、体罰の件でのチラシが出ています。要は先ほど私が話したように、子供たちと教師の間の信頼関係、保護者との間の信頼関係が築けなければだめだと。要ははじめにても体罰にしてでもということです。こういうことを書いています。我々の学校側の人間としては、情報公開や疑問に答えて、保護者の皆様と信頼を得ることに努力していきます。こういう形で学校側の先生方もですね、とにかく気づいたらすぐ何でもおっしゃってくださいという、こういう体制をとっております。そこで、私は、今度は体罰の件でお話をしますけれども、やはり体罰があったというときには、一番の守らなければだめなというのは、守るべきな人というのは、やっぱり被害者だと思います。体罰に遭った子供たちだと思っております。このことをぜひともですね、仮に発生した場合はですね、優先的にその被害者の方を保護することを優先的にですね、対応していただきたいと、このように思っております。その点について、いかがですか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

この件に関してはですね、町長答弁にもございましたけれども、万が一体罰が発生したというときには、速やかに、まず事実確認をします。それで、その日のうちにですね、被害に遭った児童、生徒と保護者の方にまず謝罪をしに行きます。それで、今おっしゃったように、信頼関係を回復させるということにまず努めていきたいと。それで、その児童生徒が授業、学校に出やすい環境づくりをまず整えてですね、それで誠意を持って対応するというふうなことで、今実施

しております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

本当にいじめ、体罰、本当になければいけないとか、ないほうがいいんです。あってはならないことなんです。でも、現実的に言うと、もう新聞紙上でも出ていますけれども、やはり発生するということなので、私、登壇でも話しましたが、けれども、いつ発生するかわからないというその緊張感がですね、やはり大切だと思いますので、そのことにつきまして、教育長から一言いただきたいと思っています。

○議長（野呂日出男君）

武田教育長。

○教育長（武田 登君）

今、議員がおっしゃるとおり、いじめ、体罰というものは、これはあってはならないことでもあります。教育基本法のですね、第一条に教育の目的が示されております。これについては人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと。教育はそうでなければならないというふうにうたわれております。こういう教育を行う教育現場において、こういうことは決してあってはならないということでもあります。特にですね、このいじめ、体罰というのは児童、生徒の健康が阻害される。心身の健康が阻害されるだけでなく、この将来ある児童、生徒の尊い命を自ら絶つという、こういうふうなことにもつながりますので、絶対こういう教育現場ではあってはならないというふうに考えております。特に、この体罰については、今議員がおっしゃられたとおり、この信頼関係を失うという、これのみならずこのいじめ、子供同士のいじめを助長する

ことにもなりかねないという、こういうこともありますので、これからこういう教育に携わる教師の研修の場の設定や、または講習会の参加の機会を多くし、この教師の意識の高揚を図りながらですね、体罰の防止、またはそのいじめの早期発見、早期対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

何とぞよろしくお願いたします。未来のある子供たちがですが、みずからの命を絶つということは、今後あってはならないことだと私は思っております。

続きまして、雪問題について再質問をさせていただきます。

この雪問題はですね、さっきの婦人会のですね、町議会議員と語る会というのが開催されたときにも、いろいろな項目の中にもありましたけれども、この雪、流雪溝も含めてですけれども、多くの質問があって、多くの時間が費やされました。そしてまた、さきの三月の四日の議員全員協議会で説明されましたこの藤崎未来夢プラン、藤崎町総合計画基本計画についての資料があったんですけれども、この中のですね、町の現状についての満足度という調査項目があります。要は、一つの政策について満足しているのか、不満に思っているのかということで、町民の、多くの町民からアンケートをとった結果をまとめております。それにつきましてですね、この除排雪の状況というのがですね、マイナスの三・〇三％という形で、マイナスということは不満に感じているということの意味していると思うんですけれども、一番この除排雪の状況に対して不満を抱いている町民が一番多いという、こういう結果が出ております。このアンケートからもわかるように、これはたまたまその時期がそういう時期なのかは、これはわかりませんが、やっぱり除排雪に関しては多くの町民の方が不満に思っているという項目なので、私、今回取り上げましたけれども、そういった観点か

らお聞きしますけれども、五百二十三件だかの今年度は苦情件数が上がったという、町長から答弁がありましたけれども、じゃあ昨年は、昨年は何件ぐらいの苦情があったのか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

昨年、平成二十三年度は年度末までで四百六十二件でございました。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

ということは今現在まだ除雪がこれからもやっていくということになると、現実的にいうと、去年よりもことしのほうが二割ぐらい多いという考え方だと思います。それで、町長にお尋ねします。

五百何件の苦情が町に来ていると。多分その人たちは本当に困ってしまって、役場さ電話していると思うんですよ。多くの多くの町民の方々はできるんだば自分たちで一生懸命努力しながらやったんだけど、どうしてもだめだということで、苦情の電話を入れている方が私、多いと思うんです、察すれば。この五百何件の苦情の中では、何が原因だと、町長は思いますか。この苦情件数がこんなに多いというのは何が原因だと思いますか。

○議長（野呂日出男君）

町長、平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まず、一点はですね、二年続きの豪雪、災害に近いだけの積雪量がまずカウントされたということで、普段通常以上の雪が降ったこと。それから、私が町長になってから、ご存じのとおり、十六工区のうち六工区は町外の業者さんでした。そのなれた町外の業者さんを、今までのおつき合いを感謝しながら、首長の考え方で地元建設協会のほうに加盟している業者のほうにお願いしたということで、その六工区についてはですね、初心者である経験のないオペレーターが恐らくやったのかなと思われます。ですから、経験のないのはやっぱり下手くそだし、丁寧にやったとしても、通常のオペレーターから見れば技術量も劣るしと。そういうのも要因しただろうと、そう思っております。原因はいろいろありますけれども、拡幅の幅が狭いとか、あるいはちょっと凍った雪をですね、家の前に置かれたとか、たくさん苦情はあります。数え切れないほど。役場に限らず私の携帯にも、自宅にも、電話が来てですね、年末なんか、うちのトラクター持って行って、ちょっとこう出動したのもありました。願わくば、ことし一年やった業者にですね、再度点検をしっかりとやっていただいて、こちらからも細かい指導をして、工区の見直しもひっくるめてですね、今、雪が消えたころには担当である建設課に徹底的な検証をしながら、次年度に向かって、再度細かい検討、精査をさせていきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

今度ですね、先ほど答弁ありましたように、業者のこれは除雪時の査定のところに今度行きます。

今まで全然査定はしていないという形の中で、今年度、私の今しているのかという形の中で、今年度からはそういう形で査定をしていくという答弁がありました。非常に私は大切なことだと思っております。そのときなんですけれども、そのときにですね、ちょっと参考にさせていただきたい提案をしたいんですけれども、役場と業者の検討会もいいですし、

役場内の検討会でもこれはいいんです。やはりそこにですね、やはり本日も傍聴に来ていますが、やはり各町内会のその町内会長さんでもいいし、その代表者でもいいので、その町内の今の除排雪の体制はどうなったんだかと。こういった意見をですね、私、ぜひとも聞いてほしいと思っているんです。それが先ほどお話したように、自分たちのその工区のところはどういうふうな状況だったのかと。役場の目、そして地域住民の目というものもですね、ぜひとも取り入れていただきたいと思っておりますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長、平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

役場の担当は建設課でございます。今現状で百五十二名の役場職員います。その方々も町外に住んでいる方もいらっしゃいますけれども、ある程度藤崎町内に点在していると。その人たちの目、それから、いろいろ建設課に吸い上げる苦情とか、それももちろん次年度に向かってはですね検討していくと。今、町内会とか、いろいろな話が出ました。できればですね、町会長さんを初め、地域に住んでいる方がその実情を一番わかっていますので、苦情というよりもですね、建設的な意見としてこれは吸い上げるスタイルは構築する準備に入っていきたいと、そう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

ぜひともですね、そういった地域が目線というんですか、町長がよく言う住民が主役だということなわけですから、やはりその自分たちの町内の雪の現状は、どういうところが不満を感じているのか、どういう箇所、具体的には多分箇所

まで出てくると思いますんで、そういった意見というのはですね、役場でもそういう情報は捉えておいてでもですね、先ほど話ししたように、今度また業者が変わった場合でもやっぱりそういう業者さんにそういう実施する前にですね、役場から情報として与えることもできれば、スムーズに行くと思いますので、ぜひともですね、その意見を取り入れていただきたいと、このように強くお願い申し上げたいと思いますので。

次に行きますけれども、来年度からの除排雪体制見直しが必要でないか。見直しを検討しているというご答弁をいただきました。

これもまた私からのちょっとご提案を申し上げたいと思っております。

まずですね、今年度業者さんがかわったという、確かにその面もありますけれども、要は除雪のその除雪をする時間そのものもちょっと変更になったりしていると思います。今年度に関して言いますとですね、除雪のブル過ぎでまって、終わってしまうところにこう雪が降ってきたりしていることがちょっと普段よりも多かったみたいで、やっぱり除雪の時間が早いので、除雪をする時間が回収する時間が早いので、結局夜間でない、夜中に降るものに関してはまた道路にたまっていたりという形が多く見受けられたと思うので、やはりその除雪をスタートする時間をですね。やっぱりこうちょっとこうおくらせることが必要だと、私は思います。おくらせれば、どうなるかということ、結局終わる時間もその分遅くなるので、結局午前六時だとか、午前七時に終わることがちょっと難しくなってくると思います。そこで、じゃあそうなった場合を考えて、工区、一工区当たりの要は除雪する距離数をですね、短くして、路線数、要は工区数をふやす形、今現在は十六工区ありますよね。これを例えば二十工区にして、一工区当たりの距離を短くして、時間を短縮して、二十工区ぐらいにする。こういうことですね、要はなるべくこう効率よく除雪をするということが私は考えられなければだめなのかなと思っております。

そしてまた、もう一つは、今度は排雪です。日中だけ今排雪していると思いますけれども、機械の効率性を考えれば、

やはり夜間排雪も今後は考えていかなければだめなのかなど、このように私は思っております。

もう一つ、じゃあ工区をふやしたことによって、確かに今までの金額よりも当然委託する金額が少なくなりますので、それは今度は例えば弘前市などで実施している要は地域ごとにJ Vを組むという発想も出てくると思います。一工区を一社にやるのではなくて、何工区かをまとめてJ Vで委託してもらおうとか、こういった考えもあると思うんですよ。いろいろな考え方があると思います。ですから、行政側は行政側の考え方もあるだろうし、業者さんは業者さんの考え方もあるだろうし、地域住民は住民でまた考え方があると思いますので、その中で、先ほど町長が話ししたように、どういう形が一番ベストなのかという効率がよいのかということを考えていただきたいなど。このように思っております。その件について、町長、どのようにお考えですか。

○議長（野呂日出男君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

豪雪対策本部長として、今ご指摘にあった総合的ないろいろな提案も加味しながらですね、鶴賀谷議員から提案される前からですね、いろいろな議員からもまた私のほうに次年度に向けてこうしたらいい、ああしたらいいというようなまご提言もいただいております。ですから、もう二月の中旬過ぎのあたりから、もう担当課長のほうには次年度に向かって、今のうちに点検しなさいと。十六工区を点検しなさいと。どういうことを注意すればいいのか。あるいは十一時にはかって、十二時から出動する。その時間もですね、まず総合的に判断しても、ちょっと後にずらしたほうがいいのか、あるいは工区をふやしなさいとか、そういうもろもろのことはですね、私からも指導して、今雪が消えた四月にはですね、人事異動もありますし、新しい体制になってから、徹底的にこのことしの反省も踏まえて、いろいろ検討して、早い時期に議員の皆さんにですね、次年度の除雪計画を示しながら、また皆さんからまたご意見をいただいて、今冬の、

今冬というよりも次年のですね、冬に備えたいと。そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

今度はですね、雪捨て場の件について質問させていただきます。

こういう事例がありました。藤崎の業者さんというか、会社から頼まれて、頼んだ業者さんが弘前で、役場の許可をもらって雪捨て場、雪置き場とすることで、雪捨て場も雪置き場も私、同じ観点でお話していきますけれども、雪置き場に行ったら、ブルで、雪捨て場に行ったときに、雪捨て場で雪を投げたときに、ブルでならせねばまいねと。へばブルでへばブルでならさねばまいねといったらブル持って来ねばまいねんだかという、こういう話がありまして、私もちょっと勉強不足でしたのであれですけれども、雪置き場の管理は誰がやっているんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

管理は建設課のほうで行っております、その中のいわゆる雪を押しとか、そういうものは佐藤林組というところに委託しております。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

それは役場と佐藤林組さんとの管理委託の業務は契約しているものですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

それに関しましては、委託契約というのは行っておりませんが、その出た日数に応じてお支払いをするという形式になっております。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

へば出た日数ですということだはんで、一旦は作業に関してはちゃんときちっと契約しているということでもいいと思いますけれども、そうすれば、今のケースであれば、自分たちでへばブル持ってきて、自分たちでこう雪を押しついでいかなばまいねという考え方になるんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

その雪の量にもよるんですが、余りにも大量にある場合、その委託している業者さんだけでは処理できないという場合もありますので、協力できる会社さんにはそのブルをお願いしている場合もございます。要は、国とか、県とかの場合は、やはり大量な雪になりますので、そちらさんのほうでブルとかを用意してもらって、押しついでいただいております。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

その大量か大量でないかという基準はちょっとわからないんだけどもさ、具体的に言えば、じゃあどこまでが大量になっていくんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

それは大型の十トンダンプで五十台とか、三十台とか、そういう場合でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

それは多分、それぐらいの台数になれば、多分藤崎までいけば、町道の一斉排雪だとか、それでないと多分ならないと思う。私、言っているのは、なんというか、そこの藤崎にある会社さんから頼まれて、多分ダンプ四、五台の話だと私、聞いていましたけれども、そういう形で、とにかく雪置き場では、そういう形で事故のないような体制をお願いしたいと思っております。

今度は、除雪時に使用している民地の雪捨て、要は雪捨て場というか、雪置き場の箇所という形でお話ありましたけれども、藤崎が八カ所で常盤が五カ所という形で答弁ありましたけれども、これは無料ですか、有料ですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

そこにつきましては無料でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

次に、町内単位の雪置き場、雪捨て場をふやしてほしいということについて質問いたします。

これは現実問題として、建設課長も情報を得ていると思いますけれども、これは実際青森市で実際に実施している事業です。要は、青森市でいくと、固定資産税の三分の一以内、要は何でかという、十二月、一月、二月、三月なので、三分の一、その間使うので固定資産税を三分の一減額しますよと。これは青森市は町内がその地権者とまず契約を取り交わす。その契約に基づいて行政が固定資産税の減免をするという、こういう流れだそうです。町内ではいろいろな雪たまる場所とか、雪が被害に遭っているところだというのは、多分町内単位ではつかんでいるんでしょうから、要はあくまでも管理そのものも町内にお任せしていますよという形で、青森市では実施しているんだそうです。ですので、この豪雪、言葉ではみんな豪雪豪雪と言いますが、じゃあ去年も豪雪だって私たち言いましたじゃないですか。去年も豪雪って、ことしも豪雪。じゃあ先ほど話ししたように、豪雪になった場合の対応策として、じゃあ今後、来年はことしみたく雪降るか、まさしく降らないかわかりませんが、なったときのことを考えれば、先ほど私、壇上でも話しましたがけれども、町内の人たちがやっぱりこういう豪雪になると、自分たちの玄関の雪さえもう余ってしまっていることがあると思うんですよ。ですから、町内の空き地をですね、今現在八カ所、五カ所って無料でお借りしている現実がある。これを正式に正式に町と地権者と話し合って、法的な臨時の雪置き場、雪捨て場として借りれば、その地域の、その町内の地域の人たちも今度は遠慮なくこう自分たちの道路の雪だとかを運んでいけるのではないかなと、私はこのように考えているので、この政策を実施してほしいなど。このように私は訴えております。これができるかでき

ないかとするよりも、その場所的にもよると思います。要は町なかの町内、それから少し離れたつつうか、空き地に余裕のある地域は、これは別でしょうと。考え方が別だと思います。流雪溝が整備されているところでさえも、現実問題とすれば、ことしは多分雪が余ってしまっている状況だと思います。

ですから、そういった意味において、こういった政策が私は必要だと思っております。何とか町長、前向きに検討できないものか、再度お聞き、お尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

町がいろいろ中に入らなくてもですね、各地域地域で暗黙の理解のもとにずっとこうやってきている地域はやっていると思っています。私の居住している葛野でも児童公園にスノーダンプで持って行って、山になって使っているし、あるいはまたよそ様に行けば、空き地をちょうどやっていることもあります。ただ、総合的に判断してですね、今後そういう対策が必要であればですね、これは前向きに検討する余地があるだろうと思っております。ただ、白子地区の雪捨て場、それから常盤地区は墓地のですね、隣接する墓地と、それから一部の水田を利用した雪捨て場、ことしのような豪雪ではあつという間に山の盛りになっちゃってですね、常盤地区に至っては、あの周辺をやっぱり用地取得して、もっと幅広いような雪捨て場をやっぱり整備する必要があるだろうということでは、もう担当課とは詰めて、入っています。ですから、もろもろその細かい各町内に一カ所とか、そこまでいけばですね、なかなかその管理もなかなか大変になるだろうと思いますから、総合的にまた検討したいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

最後になりました。時間も大分なくなりましたので、広報藤崎の件に質問させていただきます。

取材されている方はですね、土、日、祭日休みに関係なく、それから時間に関係なく、催し物があれば、本当に暑い日も寒い日も取材に来ていただいて、町民に周知徹底するお知らせする業務は大変私、ご苦労だと思って、感謝申し上げます。やっている人は大変だと思いますけれども、何とかそのところをですね、今後もですね、そういった面につきましてはですね、課長のほうからも励ましの言葉やしてですね、頑張らせていただきたいなど、このように思っております。

確かに活字が大きくなれば、紙面も大分またふえてくると思いますので、紙面の制約もあるかもわかりません。それから広報ふじさきの予算もあると思います。でも、ますます我々もですね、だんだん高齢化していけば、やっぱりこの字そのものがですね、だんだんこう見ればご存じのとおり、読みてぐなぐなる広報よりも、もう少し活字を大きくして、幅をとってもらって、読みやすい広報で、そして町で今何があるのか、何、どういうことが現実これからやるのかということもですね、含めて広報ふじさきというのは、大切な、町民にとって大切な情報源ですから、ぜひとも今後ですね、この読みやすい広報を目指していただきたいなど。このように思っておりますが、課長から一言。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

担当者に対する激励の言葉、本当にありがとうございます。

広報は、私どものですね、町民との媒体として非常に重要なものだというふうに認識して、日々見やすい、そして親しみやすい、そして愛される広報を目指して、一生懸命取り組んでおりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。以上です。

○四番（鶴賀谷 貴君）

終わります。

○議長（野呂日出男君）

これで四番鶴賀谷 貴君の一般質問は終了いたしました。

次に、二番前田信一君に一般質問を許します。

前田信一君。

〔二番 前田信一君 登壇〕

○二番（前田信一君）

おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、発言させていただきます。

本日傍聴に来られた皆様には、大変お忙しい中、ご苦労さまでした。また、三月で定年を迎えられる職員の方々には、町発展のためご尽力いただき、心より感謝を申し上げる次第でございます。今後とも健康で、藤崎町のためにお力添えを願いたいものだと思っております。

それでは、平成二十五年第一回定例会に当たり、さきに通告いたしました項目に沿って一般質問をさせていただきます。平田町長初め、各担当者には明快なるご答弁をお願いいたします。

まず初めに、豪雪による雪害対策についてお尋ねいたします。

平成二十三年は、十六年ぶりの豪雪ということでしたが、去年は十二月からことし二月にかけて観測史上、最多となる一メートル六十一センチの積雪が藤崎町でも記録されております。その中で、リンゴ被害は特に大きく、昨年を大きく

上回ることは確実視されております。また、農業用ハウスの倒壊も見られ、早い時期での対策が必要かと思いますが、町の対策をお聞きいたします。

次に、融雪溝の整備計画についてですが、これは主に西豊田地区ですが、道路除雪で寄せた雪のやり場がない。車一台がやっと通れる状況です。西豊田地区、今後の融雪溝の設置計画はあるのかお聞きします。

続いて、除排雪の現況と今後の対策についてであります。昨年より降雪量が多いせいもあり、圧雪で道路が高くなり、暖気が二日も続けば車が走れないような状況です。大変危険です。もう少し道路の雪を下から除雪し、幅も広げられないのか、昨年よりも除雪が粗末だという町民の声が随分聞かれますが、苦情に対して、町の対応を伺います。

また、除雪については何か目安とか、基本的なものはあるのかお聞きします。

次に、農業問題についてお尋ねします。

果樹園の農道整備については、平田町長並びに農政課の努力によって昨年は十三本の農道整備が行われました。果樹農家にとっては思わぬ朗報、完成したときは「さすが平田町長だ」と、絶賛をしていました。そこで、今後の農道整備はどのように考えているのか、お聞かせください。

次に、コンフューザーRについてお伺いします。

コンフューザーR、これは交信攪乱剤で、安心安全なリンゴ生産者には必要不可欠なものだと思っております。ただ、殺虫剤ではないので、広範囲で行わないと卵を孕んだメスが飛来し、その効果は下がってしまいます。したがって、地域ぐるみでの処理が必要になります。町の今後の対応をお聞かせください。

続きまして、果樹園の鳥類被害についてお聞きします。

昨年は今まで経験したことのないほど鳥の食害がありました。つがるから始まり、中生種、主力品種のふじ、ふじは特に被害が多く、地域によっては五%近くの被害もあって、大変深刻な問題となっております。町では何か対策を考えて

いるのでしょうか、お尋ねします。

続きまして、藤崎町駅周辺地域の整備についてお伺いいたします。

藤崎駅は、大正二年開業、そして現在の駅舎は昭和二年に建てられ、大変歴史のある駅舎で、解体するのは残念ですが、今後の駅舎の新築、周辺の整備を含めた工事の着工並びに完成の予定をお知らせください。

これをもちまして壇上からの質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

二番前田信一君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

前田信一議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、豪雪による雪害や対策についてのイの豪雪による果樹や農業ハウスなどの被害状況及び対策についてであります。三月一日現在の樹園地の積雪状況は、中野目地区で平均百五十センチ程度であります。昨年三月二日の調査で平均百十センチ程度でありましたので、昨年から見れば四十センチほど多い状況であります。リンゴの被害状況は、普通樹では、昨年暮れから枝に乗った雪をおろせなかった園地や、障害樹のある園地を中心に枝折れが発生しております。また、わい化樹では、雪が下がり始めている現在、被害が日増しに目立ってきております。この三月十二日には、県、町及びJAとの合同で調査を行う予定となっております。また、農業用ハウスの被害につきましては、現在二棟に被害が出ておるところでございます。対策としましては、まずは消雪を早めるための対策として、融雪剤の散布が有効であることから、昨年同様、その購入費の一部の助成を専決処分により対応させていただきました。また、補植用の苗木や

ハウスの建てかえ等に対する助成につきましても、今後の被害の状況を把握しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、ロの融雪溝の整備計画についてであります。融雪溝の整備につきましても、多くの町民の方々より設置の要望があり、町といたしましても、整備済み区間では克雪対策として大きな成果を果たしており、有効な手段であると認識しております。融雪溝の整備方針としましては、通学路、あるいは除雪された雪の処理が難しく、歩行者や車の交通に支障を来している地区で、なおかつ整備後の住民の方々の雪処理や管理に協力が得られる地区を優先し、整備を進めてまいりたいと考えております。現在、柏木堰においては整備を進めておりますが、平成二十五年度予算には小畑、矢沢及び中島地区の基本設計と藤崎小学校通りの村井白子線の歩道整備を兼ねた事業の実施設計の予算を計上しているところでございます。矢沢、小畑及び中島地区の整備に関しましては、以前の議会定例会一般質問においてお答えいたしました。町がこの三地区の全体基本計画を作成し、それをもとに、県と協議する予定であります。県道浪岡藤崎線については、常盤地区をも含めた形での整備を県に対して要望しており、町道より先行して整備を進めていくことで早期の供用開始を目指して努力していきたくと考えております。

次に、ハの除排雪の現状と今後の対応についてであります。本年度は昨年を引き続き、豪雪に見舞われたことから、住民の生活確保に万全を期すため、除排雪に重点を置き、全町一斉排雪を初めとする町道生活路線の拡幅除雪を中心に対応を行ってきたところであります。降り続く雪や地吹雪等に対応し切れない場合もあり、委託業者によっては除雪作業のできに差が出たことも認識しております。そこで、住民から寄せられた苦情、要望などを精査し、委託業者とともに、今期の除雪体制の総点検を行い、来期の除雪計画に反映させていきたいと考えております。

次に、農業問題についてのイの果樹園の農道整備についてであります。今年度は国の補正対応により、農道十三路線、水路二本の整備をさせていただきました。来年度については、同じく国の補正予算が見込まれることから、地域からの

要望が高い農道等について整備する計画であります。今後につきましても、樹園地、水田地域に限らず、生産環境の整備という面で、地元からの要望にできるだけ応えられるよう、計画を立てて、順次対応してまいりたいと考えております。

次に、ロのコンフューザーRの助成についてであります。平成二十三年度から実施しておりますコンフューザーRに対する助成については、効果の検証ということで、三年間の実証試験を行うこととしております。その実績面積は、実証試験地も含め、平成二十三年には百六十八ヘクタール、平成二十四年には二百八十六ヘクタール実施しており、次年度の平成二十五年には約三百二十ヘクタールの実施規模面積となっております。その効果であります。三年間の結果検証を待たずに、生産者からは非常に効果が高いと好評であります。三年間実施した現地には薬剤費の減額もよって想定されることから、原則三年後、四年目からは補助の対象からは除外されることとなります。当町のリンゴ栽培面積は七百九ヘクタールとなっておりますが、残りの約半分についても、引き続きこの助成事業を継続し、全ての園地でコンフューザーRによる防除を実施していただき、減農薬栽培としての付加価値をつけた販売ができればと考えております。

次に、ハの果樹園地の鳥類等の被害状況及び対策についてであります。現在、リンゴなど果樹への食害を与える主な害鳥はヒヨドリ、ムクドリ、カラスなどありますが、昨年はこちらに加え、秋にシベリアから渡来するアトリという渡り鳥が確認されております。被害につきましては、例年では二ないし三％であります。農協、農家からの聞き取りによりますと、昨年の秋には百箱収穫して、五箱の被害、五％前後の被害が出ており、多い園地では一〇％近い被害が出ているところもあると伺っております。その食害対策として行っている爆音機、超音波機器など、音による方法がありますが、音なれすることから、決定的な手段とはなっていないようであります。一番効果が高いのは、サクランボなどに使用する防鳥網ですが、経済的にも、労力的にも推奨できるものでないと考えているところでございます。旧りんご試験場、現在の青森県産業技術センターりんご研究所の見解では、現時点では鳥が嫌うミシン糸やテグスを張ることが

一番のよい方法であるという報告も受けております。リンゴが色づく前に、県、ＪＡ等関係機関と協議の上、対策の周知や講習会などの実施を考えてまいりたいと思います。

次に、環境問題についてのこの藤崎駅周辺の整備計画についてであります。ＪＲ藤崎駅は老朽化が著しく、駐輪場も未整備であり、駐車場も狭いことなどから、昨年のトイレ改修を契機に、ＪＲ東日本秋田支社との情報交換を重ね、藤崎駅の改築を含めた駅周辺の基本的な整備計画を構築し、平成二十五年度の当初予算案に関連経費を計上させていただいたところであります。まず、駅舎については、ＪＲとの合築施設として整備し、待合スペースの十分な確保など、地域住民が利用しやすい環境を確保するとともに、町の特産品などをＰＲするスペースや、多目的に利用可能なギャラリーなどを備え、観光客の利便性にも配慮したいと考えております。

また、駅前広場につきましては、ＪＲからの用地を取得し、駐輪場や駐車場を整備するとともに、花壇などを配置するなど、魅力あるまちづくりを推進する地域の拠点施設として活用できるよう整備したいと考えております。来年度早々には、藤崎駅周辺整備事業の実施計画に着手したいと考えておりますが、地元町内会を初め、関係する方々のご意見を伺いながら、事業の詳細を詰めるなど、町の玄関口としての顔である藤崎駅周辺地域の活性化を図るため、人々が集える駅づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、前田議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

二番前田信一君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより二番前田信一君に再質問を許します。

前田信一君。

○二番（前田信一君）

平田町長には、大変わかりやすい明快なご答弁をいただき、ありがとうございました。

追加の質問というのは、あんまり詳しく説明していただいて、ないと言えないんですけれども、せっかく準備してきたものですから、何とかご答弁をお願いしたいと思います。

まず、リンゴについてですが、昭和二十三年産は、前年度の異常気象ということで花芽不足で平年の半分の収穫量でした。平成、済みません。価格もよかったです。収入が落ちました。二十四年産は、五月九日、十日の満開期の定温によるカラマツの発生、ソッカで対応しましたが、変形果も多く、つる渋などが多く、また、中生種に至っては、大変なこう安値でサンふじになりましてから幾らか価格は持ち直したのですが、リンゴ農家は二年連続で少なくなっています。そして、ことし豪雪災害、幹、先枝は折れ、再生産に向けて厳しいものがあると思います。町はもとより、補植用の苗木をやはり県とか、国とか、要望して、少しでもリンゴ農家の負担を軽くしてもらいたい。前、先般も木村太郎代議士、総理補佐官と一緒に平田町長もちょっと新聞のほうに出ていたんですけれども、何とかそちらのほうを強く要望してもらいたいと思いますので、町長、よろしくお願いします。

○議長（野呂日出男君）

町長、平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今雪害の実態調査を今十二日にこうJAさんと県、そしていろいろな関係機関とこう一斉調査に入ります。恐らくこれから雪が消えて、少しずつ消えていけばですね、下枝等については、もっともっと被害が出てくるだろうということでございます。先ほど再質問のお話の中に、先般、内閣府の政務官亀岡政務官と、地元木村太郎内閣総理大臣補佐官とですね、同席しながら、あるいはこの近隣の県議会もご一緒して、板柳町のリンゴ園を視察に行きました。その後、弘前のある一部の豪雪被害を見て、中世の館で県内では今二十七市町村が豪雪対策本部を設置しています。その首長に全て

案内して、各市町村の現状を国に伝えるべく合同の意見交換会をやったわけです。その際も代表して弘前の市長からもいろいろる豪雪対策の要望もしましたけれども、私からは特段津軽全般のそのエリアでリンゴの木が被害相当あるということで悲鳴を上げているということを訴えました。そして、農水省の人も来ていますし、国交省も来ていましたし、気象庁も来ていましたので、その辺は圏域、あるいは広域で要望しているところがございます。国のほうでも前向きに調査、実態調査をして、その被害対策にも万全を尽くすというようなお話も賜りましたので、私は農家の皆さんの苗木補助とか、そういう対策はですね、今後も構築できるのではないかとということで、今の現状で考えているところがございます。

なお、今後もいろいろな機関に働きかけをしていきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

町長の本音の気持ちを、同じリンゴ農家として安心もいたしましたし、何とぞよろしく願います。

続きまして、融雪溝の今の計画はなかなか難しいということを町長のほうからお話しされましたけれども、これは西豊田の二丁目とか、三丁目とか、住宅街で本当に道路も余り広くなくですね、先ほども一般質問の中でもお話ししましたけれども、ただ、雪だけを寄せていくだけでは本当に何か災害があったときに、本当に困ると思うんです。中でおばあちゃんとお話をしたら、「おばあちゃん、雪よげで大変だな」と言ったら、雪片づけしてしまして、「悪くなって、救急車入ってこらいねば困るはんで雪片づけてら」とか、笑いながら言っていましたけれども、みんなそうやって笑って雪とつき合って生活しているわけですけども、やはりその中でも融雪溝もなかなか金かかってできないと思うんですけども、やはりそういう場所というのは、特別重点地区としてよく見回りをしていただきましてね、排雪をしてもら

いたいと思うんですけれども、何かこう重点地区として、藤崎にはここは特にまでいに排雪さねばだめなところですか、
かって、そういうのはあるもんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

現在、我々の考え方といたしましては、やはり排雪の重点地区というのはやはりスクールバス等の通る幹線道路ということで、重点で考えておりますので、小路、いわゆる生活、実際生活している方の小路というところまではなかなか重点というところまでは指定できない状況でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

できるできないということは、予算面にあると思いますけれども、何か事故起きたときとか、町ではちょっと対応ができなかった。金がないからできないでは済まないこともあると思いますので、ぜひそこら辺まで含めた排雪ということを考えてほしいと思います。何とかよろしくお願いします。

続きまして、あんまり紙よけいだんでわからなくなった。済みません。除排雪の現状と今後の対策についてということですが、大変昨年より降雪量も多いせいもあって……、大変町民みんなが苦勞しているわけですが、建設課長にお伺いしますけれども、現在町の除雪は十六工区、藤崎町が九工区、それから常盤地区が七工区ということになっていますけれども、これは一工区を除雪するのに何時間ぐらい見ているものですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

現在は十二時出動で七時前に終わるように考えておりますので、七時間ぐらいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

七時間ということは、もうぎりぎりいっぱい線なんじゃないですか。先ほど鶴賀谷議員からも工区の見直し、工区をふやしたほうがいいんじゃないかということをお話がありましたけれども、何とかそちらのほうでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、通学路、生活道の確保ということでお聞きしますが、総務課長にちょっとお聞きしたいんですけれども、二月の中旬、藤小通学路、中町曲新田、本町の除雪で、役場職員の人たちが除雪をしていただいて、大変助かっております。そこで、町として、町民としてですね、やはり地域消防団とか、町内会とか、そちらのほうにボランティアの要請とか、お願ひとかできないものなんですか。もしできれば、やはり地域の子供たちとか、そういう面で我々町民としても少しでも手伝っていききたいなと思いますし、また町内会さんとか、本日きょうも見えていますけれども、消防の方たちも大変心配してやりたいんじゃないかなと思っておりますけれども、何とか総務課長さん、よろしくお願ひします。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま除雪の、歩道の除雪の件のお話だと思いますけれども、非常に心強いお言葉だと思っております。今回豪雪対策本部が設置されたということで、町の職員が行って、除雪したわけですがけれども、今後は議員がおっしゃるように、町内会なり、消防団なりに協力をお願いする体制でまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

やはり現状をわかっていただくためにも、藤崎町の町民にもそこら辺を理解してもらって、自分たちの町だから大事にしていくんだという、そういう気持ちも植えつけてほしいなと思います。

続きまして、排雪についてですけれども、公共機関の排雪が特にこれは大事だなと思っておりますけれども、藤崎町、私ずーむ館へ行く用事があるんですけれども、ずーむ館について、排雪は何度ぐらいしたのか。近くに保育所もあるんですけれども、やはり公共機関への除排雪というのは特に大事だと思いますけれども、排雪のほうは、ずーむ館、これはお金も取って、貸し出しもしているわけですがけれども、そこら辺、何回ぐらいやったのかなと。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

ずーむ館におきましては、ダンプを頼んでの排雪というのは二回ほどだと記憶しておりますが、要請が、集りとかありまして拡幅要請が何回かありまして、その際は別にロータリーで拡幅をしておるのがそのほかに三回ほどと記憶しております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

済みません。ふなれなものでご迷惑をおかけします。

来年度に向けてですね。そこら辺も、公共施設の部分、役場の周りも大変なんですけれども、町の豪雪本部がある役場の周りが雪だらけで、これは困ったもんだなと思って、私も見ていますけれども、先ほどから、来年度に向けての町長の発言もございましたけれども、昨年、ことしと大変な豪雪なわけですけれども、私もちょっとこうそう言えば、この豪雪どうなっているんだと。来年もあるのか、この豪雪はと。ということで、ちょっと調べてみました。やはりこう近年地球の温暖化が言われていまして、夏は暑く、冬は寒い、北極海の氷が解けることにより、寒気が入り、豪雪をもたらすと書いてありました。やはり転ばぬ杖といいますか、来年度へ向けての来年も豪雪があるようですので、何とかここら辺は町長も来年度に向けては除排雪を頑張っていくということでしたけれども、これはまた降っちゃってからはどうもならないわけですから、現在除雪のロータリー二台ですか。もう一台でもふやして、ぜひ来年の豪雪に対してやってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

先ほどの答弁もしましたけれども、間もなく春を迎えようとしていますけれども、まだまだリンゴ園とか、田んぼには一メートル五十センチぐらいまだ残っているという状況、だんだんこれから消えていくと思いますけれども、消えるによって、被害も、二次被害もですね、樹園地を中心にふえてくるだろうと。ことしの、今冬の十二月の六日から始めた

雪に対してはですね、反省点がいっぱいあります。私、本部長として、地元業者にまず発注かけたというのも一つの反省材料にしています。なれないところをお願いしたということで。そういうもろもろもひっくるめて、工区の見直しから、出勤の時間の見直しから、それからうまい感じで剥ぐような形の徹底的な細かい指導とか、もろもろ今四月になりましたら検証して、できれば、早い時期にですね、皆さんにご提示して、そして皆さんからご意見を賜って万全の体制でことしの冬に向かっていくと。秋冬の除雪対策に向かっていくことで鋭意努力していきますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

どうもありがとうございます。ぜひ来年の冬は快適な冬を過ごさせていただくことを期待してお願いしておきます。

続きまして、農道整備については、前はトラックに直接リンゴ箱を積んで、リンゴを畑から農協とか、自宅の倉庫とか、運んできたわけですがけれども、今はパレットに積んで、パレットに五段リンゴを積んで、畑から配るわけですがけれども、それが道路が悪いと、全部ずれちゃって、それが倉庫、冷蔵庫に積むときなんか、五段積んだものを二段、三段、十段、十五段と積んでいくわけですがけれども、このやはり農道を整備して、本当に助かっていると、さっき一般質問の中でも町長に感謝していると、こういうようなお話もしましたけれども、これからですね、やはり安全な走行と、安全な保管ということで、一日も早い農道の整備が必要ですがけれども、現在、農道の整備の要望は何本ぐらいあるのか、また、農道整備の目安としては何年ぐらいをめどにできるだけ短いところはないんですけれども、そこそこ距離のあるところは何年ぐらいをめどに計画を立てているのかお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

細かいその本数とかについては、後ほど農政課長から説明させます。

大体、ことし、そして次年度という形での考え方をですね、いろいろちょっとお話ししてみたいと思います。前田議員も特段リンゴ農家ですので、いろいろ藤崎地区の農道整備をやったのはご承知のとおりだと思っています。一昨年、十二月二十日、野田内閣時代に、農水省の閣議決定、農水省に八百万円が予算つくということで、その情報をキャッチしたのが去年の一月の十日過ぎでありました。私は農政課に指示を出して、中南県民局にとりあえずどういう事業が採択できるかということで、課長に指示したところ、課長補佐の神君がですね、早速向こうに行って、担当課からいろいろお話を聞いてきたと。その中では、農水省から直接市町村に入る予算ではないと。都道府県に行く予算から都道府県が優先順位を決めて、農村整備をする事業採択になるであろうというお話を聞きました。一旦あきらめかけたんですが、そこでまた強い指示を出して、農政課には、とにかくリンゴ農道の整備が大変立ち遅れていると。農道整備の整備をまずは一億五千万円ぐらい要望を出せと。そして、要望書を持って、概算で速急に概算を立てさせて、去年の一月の三十日には農村基盤整備課長の北林課長を訪ねて、地元の県会議員とともにお願いにあがってきました。そして、去年の二月六日には今度は本省、農水省の本省に行って、今度は補佐官である木村太郎代議士を訪ねて、足を引っ張っていただいて、その予算獲得のために農水省に足を運ばせていただきました。そのかいあってですね、一億五千万円にプラス八百万円という内示を受けて、先般十三本の路線と二本の排水路の整備をしたところでございます。

次年度は、これも安倍政権にかわってから、十三兆円を超える補正予算が国会でも議決になりました。それを受けて、早い時期から中南県民局、そして県のほうに足を運んで、我が町の農村基盤整備の事業をまずは要望したところでございます。かいあってですね、約二億円の内示が決定しました。その中で、今度は常盤地区の用排水路、農道整備を中心

に、また順次農道整備、環境整備に努めてまいりたいと思います。詳しい本数とかには農政課長から今答弁させますので、以上、よろしくお願いします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

現在ですね、樹園地の農道ですけれども、要望についてはですね、紙ベースのものと口頭によるもの、もしくは団体からのものということで、具体的なそれを分けていませんけれども、二十路線以上は要望が上がっています。ただ、それは大きいもの、広いもの、狭いもの、それから受益者によっても受益者の大小はございます。それと、あと、もう一つがですね、その基準ですか。農道の基準でよかったですよね、整備の。私有公衆用道路、例えば皆さん私有地になっている部分については、それを除いてですね、町が管理しています一部町道もあります。町道については、その他の町道ということで、主に農業者が使う道路については対象になりますので、そこですね、あと町が所有している道路ということになります。できればですね、皆さん、多分農家の方皆さんが一番わかっていると思うんですが、幅員、幅につきましては、やはり去年も整備をさせていただきましたけれども、やはり三メートルぐらいはほしいかなと。ただ、状況によって現状ということで二メートル五十以上というぐらいのものもありますけれども、せめて二トン車が入れるぐらいの幅、かわせないんですけれども、そのぐらいはほしいなというふうに考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

今の説明で、二十路線ぐらいの要望が出ているというようなお話でしたけれども、これは口伝にですね、あそこの農道ができたとか、そういう話を農家の方々、二十路線っても、かなり七百町歩の中の二十路線ですから、かなり少ないと思うんですけれども、これについて、みんな平等な形で、農家、リンゴづくりの果樹園の皆さんがこうわかるような形の広報なりで、何とか皆さんに知らしめるような形をとってほしいなと思います。よろしくお願いします。

続きまして、コンフューザーRについてですけれども、昨年は大分効果があったようで、広域にやらないと効果も低いし、また、補助的な使用だけでは殺虫剤ではないので、金だけかかって効果が少ないと。こういうことが起きていくと思います。コンフューザーR、昨年、ことし、昨年は二百八十六町歩、ことしは三百二十町歩ということを知りましたけれども、これは補助金が決まった中で、申し込みが多いと多いだけ、自己負担が多くなるわけですね。昨年は一反歩当たり一千八百六十円ですか。何とかこれに近いような形のものでこうやっていけないのか、それと、あと、全農さんのほうから助成金も出て、一千二百万円ぐらいの助成金が出ているわけなんですけれども、町が三百二十万円、それから受益者負担が去年の場合は五百万円ということで事業が展開されたわけなんですけれども、こういう一反歩当たりの自己負担の上限を町ではどういうふうな形で考えているのか、もし高過ぎればね、また参加さね人もいれば、隣から腹さ卵っこ持ったチョウチョウが飛んできて、ぱっともたれても困るわけですし、やるなら、広域的にやってほしいなと思いますけれども、そこら辺、どういうふうな形で考えていますか。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

コンフューザーRはそもそも害虫を少なくするというので、フェロモンのストラップを樹園地に下げるということで、非常に高価なものでございます。私たちの町の助成金というのは、今年度で三百二十万円、次年度も三百二十万円と予

定してございますけれども、やっぱり受益者負担というのをある程度かかるのはもうやむを得ないと。そのかいあってですね、商品価値が高いリンゴができていますし、下級品がやっぱり低下しているということで、ある程度は受益者の負担もやっぱり求めていくべきだろうと、そう思っております。今年度に関しては、実名出しますけれども、町の共防連の会長を務めているJAつがる弘前の天内正博理事がですね、非常に県中央会に強く働きかけて、一千万円を超える補助金を引っ張ってきたと。ただ、次年度はなかなか無理だろうという、今天内さんと話をしていると、そういうふうな話でございます。ですから、一年目は二千六百円弱の一反歩の負担があったと思っていましたけれども、そのぐらいにはやっぱり負担金は戻るのはないだろうかと。私はそう思っております。町としては三年計画したら、検証されて、効果もてきめんに結果を出して、四年目からこの補助事業は今のところ考えておりません。新規の人にまた三年間はやっていくというような考え方で、全ての七百町歩を超えるリンゴの果樹園地がですね、自己負担してでも、この対策を講じていくんだということで、減農薬、あるいは高品質、そして下級品が程度を下げるということで、一緒に農家の皆さんといろいろ取り組んでまいりたいと考えています。

また、補助率のアップに関しては、農政課、そして財政といろいろな総合的な判断をして、今後対処したいと、そう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

本当にこう広域でやらないとなかなか効果の上がらないものですがけれども、何とか、町側の対応について、補助金なり、そこら辺をこう頑張ってもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、鳥の食害についてお聞きいたします。

鳥の食害も大分前からあったんですけれども、色がよく大きなリンゴだけが被害を受けています。本当に、見ればもったいないぐらいの大変な生産者にとっては損失にはなるわけです。今先ほど町長のほうから、鳥っこの話しっこあったんですけれども、ツグミ、ムクドリ、つがるはムクドリから始まるわけですけれども、ツグミ、それから秋に、ふじについたのはシジュウカラでないんですか、あれ。私、ちょっと勉強不足で、ただ、シジュウカラだと思って、そういうふうに考えていたものですから、いずれもこう保護鳥であるわけですし、駆除もできない。藤崎でリンゴを守るために鳥殺しちゃあじゃってば、大変こう評判も悪いわけですし、何かこう違うことを考えていかないとだめだなと思っています。やはり先ほど町長のほうからもちょっとお話がありましたけれども、私もちょっとどういうのがあるかなということで、調べてみたんですけれども、テグス張ったり、テグス、これはカラスにはもうてきめんです。テグス張ったら、カラスは絶対来ませんよ。ほかの鳥に、ムクドリとか、それに関しては、ツグミとかに関しては、せいぜい三日か四日、テグス張っても、CDをぶら下げてもそれくらいの効果しかないんです。

先ほど町長のほうからも何ですか、音の出るものということで、ちょっとお話ししていただきましたけれどもやはり電子防鳥機、バードガードというのがあるみたい、ありますけれども、これは許容範囲が八反歩ぐらいに効果が出るようです。価格としては二万九千四百円ですか。そういう価格で効果ということは、ぜひ町のほうでもですね、どこか地域を決めて、そういう防鳥対策ということで実験補助をつける。できれば専門のスタッフで「おめ鳥の係だじゃ」と農政課職員ぐらいでも、何とかそこら、関係機関とか、相談してよい結果を出すようにしてほしいと思うんですけれども、農政課長、いかがですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

まずはですね。鳥です。ツグミとか、今回ムクドリとかですね、あとはヒヨドリ、カラス、アトリというふうに言いましたけれども、アトリって多分あんまり聞いたことないと思うんですが、県のほうに確認したところですね、このアトリというのがスズメ目の鳥だそうです。秋になるとシベリアから渡来するということで、これが昨年出たそうです。これは県のほうでも確認してございますので、地域によってはいろいろな鳥、もっとツグミとかあるんでしょうけれども、県で確認すると、これがやはり結構多かったのかなと考えてございます。ちょっと町長の答弁とダブるかもしれませんが、やはり試験場さんに聞いたらですね、やっぱり網が一番いいんですけれども、労力的にも、経費もかかってだめだということで、サクランボとかだばいいんですけれども、やはり鳥は空間を制限されるのが一番嫌がるんだそうです。それで、ミシン糸とか、テグスとかということで、さっきから前田議員言いましたけれども、カラスについては羽根が当たるということで、かなり嫌がるということでしたけれども、そういうことも含めてですね、県の試験場、センター、りんご研究所ですけれども、あと、県等とですね、十分協議してですね、じゃあ何の方法が一番いいかということも十分協議してですね、できれば収穫前、色づくころにですね、農家の皆さんに対しての周知、研修会等をですね、実施したいなと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

鳥さんには、本当にこう高価なリンゴだけ食べられていますので、本当にこうちゃんとやれば全部もったいないけれども、加工、野呂産業さすぐ行っちゃうものですから、何とかここら辺、こう気をつけていただいて、研究していただいて、生産者のほうに知らしめていただきたいなと、こう思っております。

最後になりましたけれども、藤崎町駅、そして周辺の整備ということで、町長のほうから来年度早々にということが説明ありましたけれども、何とかこれは最後の要望という形で、何とか今藤崎の駅舎を見ますと、自転車が雨ざらし、転んでいるは、町長も先ほど言われたとおり、駐車場も整備されていないということで、早い時期でのこれは藤崎の駅舎並びに、駅周辺の整備をしていきたいなと思っています。私としては、大きな木の下に日陰ができて、そこで遊ぶ若者や子供たちがいるような藤崎駅ステーションパークとか、こういうのを想像していますけれども、何とか早目の、ただ、コンクリートとか、建物だけでないんですけれども、今弘前とか、どこへ行っても、ただ新しいのだけをつくっています。コンクリートしかない。やはり木々が生え、緑豊かな藤崎駅舎並びに周辺の整備をお願いして、私の一般質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野呂日出男君）

これで二番前田信一君の一般質問は終了いたしました。

○議長（野呂日出男君）

昼食のために休憩いたします。

再開時刻は一時三十分厳守といたします。

休 憩 午前十一時五十四分

再 開 午後一時三十分

【再開前に事務局長より、吉村忠男議員及び十一番佐々木政美議員から午後所用のため欠席する旨が報告される。】

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、十三番浅利直志君に一般質問を許します。

浅利直志君。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

平成二十五年第一回三月定例会に当たり、一般質問を行います。日本共産党の浅利直志です。

午後の傍聴ご苦勞様でございます。そして、今年三月末をもって退職なさる課長及び職員の皆様、本当にお疲れさまでした。ご苦勞さまでした。今後とも元気に地域で、あるいはまたそれぞれの経験を生かして、藤崎町発展のために貢献されることを期待いたします。

それでは、質問通告に沿って、町長の政治姿勢と、行政運営の基本姿勢について質問いたします。

昨年十二月の総選挙によって誕生した安倍内閣の経済対策は、日銀による大胆な金融緩和政策、そして機動的な財政政策、公共投資政策、そして並びに民間投資を喚起する成長戦略をいわゆる三本の矢として、これによって円高、デフレ不況から日本経済を脱却させていくというところであります。マスコミや新聞報道は、これをアベノミクスと称して、いわば持ち上げているところではありますが、果たしてこの三本の矢でデフレ不況が本当に打開できるのでしょうか。確かに現在、一ドル九十五円程度の円安相場、そして、実態経済の上昇というのは特にないにもかかわらず、株高現象が見られます。しかしながらその効果は、限定的、あるいは一時的ではないのでしょうか。確かに輸出大企業にとっては、カンフル剤となるものでありましようが、デフレ不況と経済停滞の大きな原因の一つは、日銀の資金供給が足りないからなのではなく、いわば、働く人の所得がこの十年間減り続けていることではないのでしょうか。現在、多くの町民にとって、灯油やガソリン、軽油などの値上げ、そして四月以降、電気料金の値上げなど、むしろ生活を直撃する事態も生まれています。日銀のトップになるという人に至っては、金融緩和策でデフレの脱却を図るんだと。実現できなければ

やめるとまで言っている。何か異様な状態にも感じるのは、私一人だけでしょうか。そもそもデフレと言っても、テレビやパソコンなどの家電製品は、値下がりした。一〇%ほど値下がりしたとされていますが、食料品は下がっていません。光熱費やガソリンは逆に確実に上昇傾向を示しています。二%の物価安定目標を二年程度で上昇させることを目指している。いわゆるインフレーターゲットといいますか、こういうことをしますと、生活必需品は、いわば四、五%程度の上昇をすることをなしには、二%の上昇はかなわないのではないかと思います。これでは、町民と国民の暮らしをいわば直撃することにもなるのではないかと危惧するものであります。今後の地域経済にとっても、大きな影響を持つ経済政策の動向について町長に質問いたします。デフレ不況対策は、働く人の所得をふやしてこそ実現に向かうものではないかと思いますが、町長の認識と見解について質問いたします。

現在、低年金や不安定な雇用などにより生活保護を受けざるを得ない人がふえています。これまで貧困を拡大してきた責任をいわば棚上げして、セーフティーネットを狙い打ちにし、政府の生活扶助費減額は二百二十一億円ほどだと言われ、来年度以降も続けるとしておるところであります。物価下落を口実に、ことし十月から年金を削ります。デフレ解消を目的に、政府日銀は二%の物価上昇を目指しているところでもあります。すると、どうしても、生活保護世帯やあるいはまた一般家庭でも食料品などの出費がふえてしまいます。そういう中での生活保護給付額と年金の削減なわけでありませう。

そこで、町長に質問いたします。

生活保護基準の額の引き下げ、国民の生活の最低保障制度の「底割れ」をつくり出すものであり、引き下げ中止を国に要求、要望するべきではないのか。町長の基本的認識と基本姿勢をお聞きするものであります。

生活保護基準の引き下げ実施と関連いたしまして、生活保護基準の引き下げは、最低賃金、年金、就学援助などにも大きな影響を与えることとなります。

そこで、町長に質問いたします。

町政にかかわる就学援助制度や国保税の減免制度に悪影響を与えないような措置をとるのか、今後の行政運営と町民生活にかかわることですので、お聞きするものであります。

次に、除排雪問題についてお聞きいたします。

町長自身から除排雪体制の見直し再検討も表明されているところではありますが、住みよいまちづくりにかかわるこの冬の除排雪について、改めて質問いたします。

一つ目は、苦情の内容と件数についてお聞きいたします。

二つ目には、交差道路、交差点における雪置き除雪、安全確保についての現在の評価と今後の改善策についてお尋ねいたします。

三つ目は、雪道の積雪状況把握、特に集中暴風雪時に改善する必要があるのではないか。建設課だけではなく全課所と民間、住民の力を活用して情報の集約し、対策を実施する方向に改善することについて、どのようなお考えなのかお聞きいたします。

四つ目は、委託業者の仕事ぶりの問題でございます。委託業者契約業者への建設課及び対策本部からの的確な指示をすることの重要性は特に二年連続続きの豪雪によって、感じられたものであります。業者への的確な指示をすることについての今後の改善についてどのような今後実施していくのかお聞きするものであります。

最後に教育問題についての町長及び教育長の基本姿勢について質問いたします。

小中学校における部活動や、あるいは生徒指導において、体罰は容認されることもあるのかということについて、改めてお聞きするものであります。

以上、壇上からの質問といたしますが、町長及び担当課におかれましては、簡潔明瞭な答弁を求めるものであります。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町長の政治姿勢と行政運営の基本姿勢を問うのイの「アベノミクス」というけれど「デフレ対策」は働く人の所得をふやしてこそ実現に向かうのではないかの問いでございます。

私も浅利議員の意見に同感であります。デフレ脱却には物価上昇と同時に、雇用所得が改善し、持続的な経済成長を実現することが必要で、企業心理の改善が鍵になると考えています。政府においても、経済界に対し、業績が改善している企業は報酬の引き上げを検討してほしい。その旨の要請を安倍総理が行っているところでございます。町といたしましても、国の経済対策に呼応しながら、この施策による効果を最大限に発揮するため、このたびの三月補正予算並びに平成二十五年度当初予算を編成し、積極的な施策の展開を図ったところでございます。

次に、ロの生活保護基準額の引き下げは、国民生活の最低保障制度の「底割れ」をつくるものであり、引き下げ中止を国に要求すべきではないのかについてお答えいたします。

政府は生活扶助基準の見直しに伴うほかの制度への影響について、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とする対応方針を取りまとめ、二月五日に全閣僚で確認したところでございます。生活保護制度は、社会保障の最低、最後のセーフティーネットであり、憲法第二十五条の国民の最低限度の生活を営む権利を保障する極めて重要な制度であることは言うまでもございません。しかしな

がら、生活保護を受ける世帯が生活保護を受けていない低所得世帯の生活費の水準を上回る逆転現象が起きていること。そして、国が生活扶助基準による見直しの影響をできる限り及ばないように努力していることなどから、生活保護基準額の引き下げ中止を現状では要求する考えがないものでございます。

次に、就学援助制度や国保税減免制度など、ほかの制度にどのように悪影響を与えない処置をとるのかについてありますが、生活保護世帯が、生活保護を廃止されますと、介護保険、国民健康保険の保険料や負担金は原則発生することになります。また、これ以外の制度にも影響を受けることになります。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、国は対応方針でほかの制度への影響についてできる限り及ばないように示しており、ご質問の就学援助制度や、国保税減免制度などの影響につきましても、この方針に基づき対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、国、県の動向と近隣市町村の対応に歩調を合わせ、住民にできる限り不利益が生じないように、対処してまいりたいと考えております。

次に、ハの冬の除排雪実施に対する現在の評価と今後の改善策についての苦情の内容と件数についてありますが、二月末現在において、五百二十三件の苦情、相談を受けており、その内容につきましては、道路幅が狭くなり、車のすれ違いができない。厚くなった道路の雪が緩み、車の走行が危険である。除雪した雪を大量に家の前に置いていく。小路路線を排雪してもらいたいなどなどが主な内容となっております。

次に交差点道路の雪置き除雪、安全確保対策についてありますが、交差する道路につきましては、さきに直進し、後で交差する道路側の除雪の際に交差点内の除雪を行っておりますので、そこに時間差が生じてしまいます。委託業者が交差する路線で異なる場合には、その時間差がさらに生じるため、町といたしましては、全事業者に対し、先に交差点に進入した業者が交差点内に雪を残さないようなルールづくりを進め、対応してまいりたいと考えております。

また、交差点の角の除雪には、雪山により、見通しが悪くなるための安全確保対策ではありますが、交差点ということで、

どうしても角の部分に雪が集まり、高くなってしまふことから、歩行者やドライバーにとって、見通しが極めて悪くなっております。一月の新学期前には、建設協会のボランティアによる交差点排雪や路線の排雪時に合わせ、交差点の排雪を行っておりますが、来期からは道路パトロールなどにより、危険箇所の特定を行い、交差点の雪山部分のみの排雪の頻度をふやし、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、道路状況の把握を全課と住民の力で情報の集約をする方向に改善することについてであります。できる限り、道路パトロールにより、状況把握を努めておりますが、刻々と変わる状況の変化を把握するため、庁内全課職員の情報提供はもちろん、タクシー運転手や、宅配業者などから情報提供を受けるなどの検討をしてみたいと思います。

また、先ほどもお話したとおり、町内会の皆様方の目配り、気配り、そういう情報も吸い上げたいと考えております。

次に、委託業者への的確な指導をすることの改善についてであります。住民から寄せられた苦情、要望等について、業者に対し、電話及びファクスで対応方法や場所を指示しておりましたが、同じような苦情が起こらないよう、業者から対応の結果報告を義務づけ、担当者が現地確認をするなどの対策を徹底することにより、業者がおのこの担当する工区は全面的に責任を持って対応するよう、強く指導してまいりたいと考えております。

次に、二の小中学校における部活動や生徒指導において、体罰は容認されることもあるのかの問いについてでございますが、部活動、生徒指導など、いかなる場合においても、体罰はあってはならないものであります。内閣官房が担当している教育再生会議では、部活動指導者の育成や、教員研修の場を活用するよう求めており、体罰の防止のほか、コーチングや各種メンタルトレーニングなど、不適切な指導によらない方法を体得できるよう徹底するとしております。

また、学校や教育委員会に対しては、子供が体罰被害などを相談できる体制を整備するよう、部活動指導の指針を三月中に策定するとしており、今後、その指針に基づき、指導してまいりたいと考えております。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十三番浅利直志君に再質問を許します。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町長の政治姿勢と行政運営の基本姿勢を質問するということで通告しておりました。それで、私も経済の専門でも、専門家でもございませんが、町長自身から所得をふやしてこそ、この日本経済の閉塞感といいますか、デフレ経済からの脱却というか、そういう方向ができるんだというようなお答えをいただきましたので、一安心いたしました。と言いますのは、何かしら経済、日銀のあのときに、総裁、副総裁の我々から言えば雲の上のような人でありますけれども、何かいわゆる金融緩和をして、お札を市中に流れるようになれば、経済が回復するんだというようなことのような言い方をしておりますけれども、そんな甘い状況ではないのではないかというふうに我々自身も現場でですね、地域経済に触れている一員としてですね、感じているものですから、ぜひ雇用をですね、確保するということと、働く人の所得をふやすということをですね、やっぱり困難であっても取りかかるということがですね、必要なんじゃないかなと。

そこでお聞きいたしますけれども、具体的に言えば最低賃金だとかを引き上げるという問題もあります。この最低賃金の問題は次の生活保護の切り下げの問題と関係するんですけれども、働く人の所得をふやすということとですね、関係してですね、政府は公務員、国家公務員も賃金を下げているから、七・八%ですか。七・八%下げているから、公務員、地方公務員というか、それも下げてくださいよと。私に言わせれば逆行するようなことだなど。地方は今それこそいろいろな人を減らしたりですね、実際さまざまな部門を削ったりなんだりして、現在の給与体系になっているんですけれども、この七・八%減額を閣議決定し、そして地方に要請しているというふうにお聞きしているんですけれども、七月、

八月から実施することを見越しているかのような発言をしているんですけども、この地方公務員の給与の削減ということについてはですね、どういうふうなお考えで臨むつもりなのか。もう腹は決まっているのであればですね、それでもよろしいんですけども、町長及び総務課長にお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今、浅利議員からは国全体のお話、そしてまた国家公務員の給与削減に準じて、地方公務員の給与も削減してくれというような県からの要請もあっているのもお話も聞いておりでございます。私といたしましては、青森県に限らず、全国の地方はですね、国に先駆けて、まずは職員の定数削減、あるいは国の一〇〇のラスに対して、非常にこの努力しながら給与も引き下げしてきたのも現状であります。このことを政府の発表があつてからですね、私は町村会に電話した経緯があります。それは県内は四十市町村でございますけれども、地方六団体を通じて、強く国にその引き下げに関しては、十分従前から努力しているということを伝えて、国家公務員が七・八%おととい下げたから、平均に引き下げすべきではないという強い要望を出すべきだということで、実は一月の末に町村会に電話した経緯がございました。そしたら、山口事務長からこういう回答がありました。「町長」と、「ご心配怒るのもごもっともでございます」と、全国の市長会、そして町村会、あるいは議長会、六団体が一月の二十四日、総務省のほうに合同の陳情を申し入れたそうでございます。それは従前からの努力をまず伝えて、軽々に国家公務員が引き下げたそのパーセントを地方に求めるべきではないというようなお話を合同陳情したそうです。ただ、総務省としては、国の全体的な財政を考えますときに、どうかご理解を賜りたいと。その削減の分に関しては新たに地方を元気にするような交付金で、地方交付税をその引き下げた分増額するというようなお話をまた賜ったみたいでございます。ただ、この近隣市町村でも、国家公務員

を一〇〇とした場合、黒石なんかは八五%台、あるいは大鰐なんかは八一%台ということで、非常に引き下げの引き下げ、努力しています。これは各自治体の財政を鑑みて、事前に努力してきたというところでございます。我が町のパーセントもですね、国家公務員のラスに引き下げる前は九五%弱という台がありますので、できるならば事前に下げた分をパーセント鑑みて、出た分、二・何%そのぐらいで勘弁できないものか、再度また町村会とまたいろいろな機会働きかけてまいりたいと。そういう考え方でおります。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

まだ先のことはあるんですけども、これは公務員の給与というのは、地域の給与ベースのいわば基本にもなっているわけでありまして。公務員たたきも生活保護者たたきと同じように、強い、厳しい昨今でありますけれども、実際今後ですね、どういうふうなですね、この働く人の所得をふやしていく上でも、公務員給与の確保という問題も大事なことでありますので、今後どういうふうな取り組みをしていくのかですね、町長から基本的に差額分でも何とかやられないものかということも含めて検討したいということですけども、総務課長のほうでは何かこの件に関して、検討していることや今後の課題をどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

お答えいたします。

町長の話しと重複する部分もあるかと思いますが、町におきましては、管理職手当の減額やら、職員数の削減やら、い

ろいろ措置を講じておるところでありまして、この引き下げについては、誠に遺憾に思っているわけでございます。ただ、今回の減額の趣旨であります防災減災の積極的な取り組み、一層の地域経済の活性化のためという趣旨を勘案しながら、財政状況、あるいは県、他市町村の対応も踏まえまして、今後減額について検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

政権交代によって、景気の気持ちの部分は上向いているところが実際あらわれているわけでありますから、それとともに、いわゆる例えば大企業の内部留保の1%を使うならば、いわゆる八割の上場企業ですね、企業の勤め人の給与の月一万円の引上げが可能だという試算もあるわけでありますので、いずれにしても、働く人の所得をふやすこと、ふやしながら、経済成長を図っていくと。この地域でもそういう農業を中心としたですね、産業おこしも含めてですね、今後とも努力していくことが必要だと思います。

ただ、元気交付金が減らした分よげにするからとか、そういうようなことではなくて、やることはやらなければならないわけでありますので、ぜひこの問題もですね、地域経済の視点から考えていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、生活保護基準の引き下げの問題でございます。

全国では二百万人、この間生活保護が大きくふえまして、そして特にこの生活保護がですね、何か福祉の予算を制約しているような報道や、さまざまな生活保護をいじめといいますか、たたきといいますか、そういう報道がされております。町長の答弁でも憲法二十五条の国民の最低生活を営む権利を保障するものだというふうなお答えもあつたんですけど

れども、ただ単に最低生活というよりも、憲法では健康で文化的な生活の最低生活ができるようにというようなことなわけであります。それで、全国的な傾向とともにですね、一体我が藤崎町ではですね、生活保護受給者というのをですね、どれぐらいになっていらっしゃるのかですね。何世帯、内訳二百世帯近いというふうな説明を受けておるのですけれども、高齢者、母子、障害などの内訳別にどれぐらいになって、全体としてどれぐらいの人が生活保護を受けて、最低限度の生活、セーフティーネットを維持しているのかということについて、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

浅利議員のご質問にお答えを申し上げます。

現在、当町の方がですね、生活保護を受けている受給世帯数でございますが、区分ごとに申し上げます。二十五年二月一日現在で、高齢者の世帯ということで百二十五世帯、母子世帯で五世帯、傷病世帯で二十八、障害を持っている方がございます世帯で二十二、それ以外の世帯ということで二十八、合わせて二百十二世帯でございます。ちなみに、二十四年の二月一日現在と比較すれば、総数で十二世帯の増加となっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

質問通告は基準額の引き下げはですね、どういう最低生活のですね、限度の底割れをつくるものだというようなことで中止をすべきではないかということも要望しているのですけれども、その生活保護基準のですね、引き下げがですね、実施されたとすればですね、私の概略ではですね、いわゆる最低賃金、それから影響あるものですね、最低賃金、それ

から就学援助制度、そして国保税、そしてそのもとになっている住民税の非課税世帯ですね、そのランクといたしますか、ボーダーラインといたしますか、そういうものに影響が出てくるのかなというふうな認識なんですけれども、税務課長にお聞きいたしますけれども、どういう分野に実施されて、それをどういうふうにするかというのは今年度というか、八月以降、来年度にかけての問題だと思うんですけれども、どういう影響が出てくると税制上のどういうふうな影響が出てくるというふうにご考えていらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

天内税務課長。

○税務課長（天内 司君）

まず、個人住民税のお話だと思うんですが、個人住民税については、当町では非課税限度額が所得で二十八万円、収入でいきますと九十三万円以下の方がいわゆる賦課されていないと。これはいわゆる扶養家族のない方、家族がいればまた別ですけれども、そういうふうな基準になってございます。それに対して影響が出てくると思うんですが、具体的にはちょっとわかりません。ただ、先ほど町長が答弁しましたように、二月五日の政府の閣僚懇談会がございまして、厚生労働大臣の発言がございました。その中で、個人住民税の非課税限度額については、平成二十五年度の影響はなく、平成二十六年以降の税制改正の議論を踏まえて対応することというふうになっておりますので、それをちょっと見ないと、はっきりしたことはわからないと。

それとあと、国保税の減免のことですが、国保税の制度はですね、減免については生活保護費を基準にしてございます。それと同等の生活レベルであれば、十割減免で、それから一・三倍ぐらいただと二割減免というふうになっておりますので、それを動くことによって、若干の影響は出てくるなというふうに思います。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

生活保護の受給額が、いわゆる低所得者の所得と比べれば、いわゆる生活がはずましい状態だじゃという低い所得の人と比べてそうだと。引き下げる根拠があるんだというのは政府の一つの大きな政府のというか、それを進めている学者グループなど、そうすると大きな根拠なんですけれども、そのこと自体が、つまり生活保護というのは生活保護と同じような所得水準でも、生活保護を受けていないで頑張っている人がいわゆる七割も八割もあるというふうに言われているわけです。専門家の弁護士グループだとかの分析によればですね。そういうようなことでもありますので、低いものと比べて高い、ちょっと高いから引き下げると。八%ほどだと言われて、平均して八%ほどだと言われておるんですけれども、さまざまな分野にですね、実際影響がそのまま進めますとですね、影響が出てくるということは明らかだろうと思います。まだ我々普通の人には実感がないかもしれませんが、大きな影響が出てくるんだろうと思います。

それで、一番はつきり影響が出ないようにしてくれというふうに言っているのは、今の段階では文部科学大臣といえますか、文部省のほうで、就学援助制度というのがいわゆる文部省が所管の就学援助制度というのがあるわけでありまして。これは生活保護の人、あるいは生活保護が打ち切られていた人だとか、あるいは生活保護水準並みの所得しかない人、これを学用品の補助、あるいは修学旅行費の補助も含めて助成しましょうと。給食費も入っていますよね。そういう制度があるんですけれども、当町においてはですね、どれくらいの方がですね、就学援助をですね、受けていらっしゃるのかという、これについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

就学援助制度についての人数でございますが、今要保護の世帯で十二名、これは小学校で五名、中学校で七名の十二名、あと準要保護で小学校が百十五名、中学校で七十一名の計百八十六名となっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

こういう数字だから、まだ許されるんだろうと思いますけれども、実際、小学校、中学校含めると百八十六名ほど就学援助制度を受けているという、期間の途中でも申請を認めている。そういうふうに藤崎はなっているということなんで、その点はいいんだと思いますけれども、これが準要保護がいわゆる補助制度で、補助というか、そういう補助金制度であったんですけれども、この準要保護だとかも含めて、一般財源化されているんですよね。そういうようなことで自治体の裁量で、あるいは町長の判断、教育長の判断で、こういう人を認めようというようなことでやっていくにいいわけでありましてけれども、藤崎の場合は聞くところによると、住民税非課税の世帯というか、その世帯に準ずる所得といたしますか、そういうのが一つの大きな目安だというふうなことなんですけれども、この生活保護基準の引き下げですね、引き下げで影響を受けないようにするというふうになっているんですけれども、実態的には取り扱いの要綱なり、そういうのを変えていくつもりはあるんですか、ないんですか。そのままの運用で今後ともやっていくということですか。当面一年間はそれでやっていくということなんですか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

この見直しになるのは、平成二十五年の八月以降ということになっておりますので、当面は今の要綱はそのまま使用したいというふうに思っております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ぜひですね、現状のままで影響が出ないようにですね、特に配慮をしてやっていただきたいなど。特に八月、九月以降という、あとそれから一年間ということだけではなくてですね、就学援助制度についてはですね、準要保護の人も含めてですね、取り扱いをですね、きちんと影響が、悪影響が出ないようにやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、冬の除排雪の実施にかかわることです。

これは、今議会の特徴の一つでもあります。三人しか質問しないのは非常に残念なことなんですけれども、その三人に共通して除排雪の問題を取り上げているということは、町にも寄せられているし、我々にもですね、苦情だか要望だかわからないような状態で、さまざま私どもとしては仕事、議員としての仕事柄要望だというふうに受け取ってやるしかないのでありますけれども、町長自身も早急に改正をって、現状を検証して、そして体制を強化していきたいというふうに前田議員、鶴賀谷議員の質問にも答えているところであります。本部長として当然だろうと思いますし、それをですね、直ちに四月からやるのは結構でございます。町長が乗り出すのは四月からでもいいです。でも、この二年間豪雪というか、これが続き、ことしは地吹雪も慢性化してですね、みんな大変な目に遭ったわけです。担当課においてはですね、三月中にでも、ここ二年間ですね、これをまとめるならまとめる。そういう作業に取りかかっているかなければならないと思っておるんですけれども、もう既にまとまっているんでしょうか。担当課でもよろしいです。町長からお

聞きします。

○議長（野呂日出男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

二月の先ほども前田議員のお話しにもしましたけれども、二月の二十日ごろ、私のほうで、ことしの反省をまず点検すると。それから、業者の悪いところは業者にも書面なり、あるいは電話で伝えればいいと。今、間もなくですね、業者との次年度に向けてのミーティングにも入っていきます。その中でいろいろな苦情とかは総ざらいして、ある程度は三月中にまとめてくださいようという指示はもう出しています。ただ、それに基づいてですね、次年度の策定に生かすのは新体制になってから。人事異動もありますので。新体制になってから取りかかるよというお話は指導しておるところでございます。（「建設課長にも」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

町長の答弁にありましたとおり、町長のほうからそういう指示は受けておりますので、三月中には業者を交えたその反省会といいますか、今期の総括をするための会議を設けたいと思っておりますので、それで取りまとめていきたいと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二年続いて豪雪、それで問題も顕在化したという側面と、もう一つは新規の業者がきちんと仕事をやっていないんじゃないかと。やっていないんじゃないかじゃなくて、やる除雪の能力といいますか、そういう点での不足というか、こういう問題が二重にかぶさってきているんだと思います。

そこで、（一）の苦情の内容と件数についてということについては、町長からも答弁があったんですけども、例えば、いわゆる交差できないよと。どこどこだと、雪が雪解けになって、行けないよと。こういう苦情の内容をですね、建設課長にお聞きします。苦情の内容をですね、去年とはどうであって、ことしはどうで、内容をどういうふうにして分類していращやるんでしょうか。その苦情の内容の分類の仕方、それをどういうふうにして、蓄積なさっていращやるのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

この苦情の内容につきましては、一件ずつ全て受付簿というものをつくりまして、それに基づいて分類はしております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一件ずつが個別の具体的な違いがあるし、個別案件はですね、それは絶対的に保存しておくといいますか、必要なんですけども、具体的にその種類ですね。そして、その地域、そういうものがデータベース化というか、そこまでいっているものなんでしょうか。この地域、逆に地域別に見ればですね、例えば久井名館なら久井名館、福館なら福館、そこ

からは何件で、どういう苦情が来ているんだという、逆にそういうのもデータベース化といいますか、整備統合されているものなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

そういう分類につきましても、今年度中には取りまとめして、いわゆる工区ごとの分類もしていきたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

いわゆる懇談で話し合いをやることも必要ですし、そのデータベース化といいますか、そういうのをですね、工区ごとにきちんと整備すべきなんです。またいつも文句しゃべっているやつもあるのもまたこれもそういう人もたまにはいるわけですから、そういうのをきちんとやっぱりデータベース化といいますか、誰が見てもわかるようにすべきだと思います。

もう一つですね、業者に賃金というか、委託契約分を払っているわけなんですけれども、オペレーターをですね、いわゆる作業がですね、作業という作業日報は業者で管理するわけでしょう。作業時間だとか、何時に出動して、何時までかかったとか、これは建設課で把握しているものなんでしょうか、把握する必要のないものなんでしょうか。どういうふうな現在はシステムになって、ここにも何か問題があるように私は思うんですけれども……、課長にお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

作業日報につきましては、各業者に必ずその出勤した日ごとにつけさせるようにしております、そういうふうに作業日報をつけさせております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

作業日報を業者が仕事をしているわけなので、それはもう当然持っていなければだめです。でも、その委託工区がですね、何時に出動して、何時に作業が終わったのかですね。までいにやって、そこまで時間がかかったもんだんだかさ、ずっとなでるようにだけ行って、早く終わったもんだのかですね。それをやっぱりある程度チェックすることもお金を払うわけですから、事後的でも一カ月後でもいいですから、そういうものをデータというのをですね、やっぱりきちんともらわないとですね、機械の提示になり、それ現在の契約では義務づけられていないかもしれないですけども、そういうふうなですね、ことも含めてやらないと、的確な把握というのかね、それが難しいんじゃないかなと、私は個人的に思っているんですけども、どういう認識を持っているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

ただいまのご提言、大変あのわかりやすく、今後の対応策に講じるにはすごくいいご提言だと思っております。早速総ざらいした反省の中にそういう声も恐らく出てくるだろうと、そう思っておりますので、次年度の対策に向けて、検討

していきます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

（三）の雪道の状況把握、これは普通状態というか、それのときはいいんです。いいんですというのは、状態を把握する必要があるのは、天気予報とそのいわゆる一週間ぐらい集中的に暴風雨というか、降雪が多いか、暴風雪状態になるというのは大体は予想もつくという側面もあるわけです。ですから、この対策本部を設置して、なおかつ暴風雪になったそういうときにはですね、全課所というのは、役場の必要な課所という、必ずしも税務課もみんなやれじゃとかというそういう税務課は三月、二月、一月は特別に忙しい課所でもあるので、必要な、私に言わせれば総務課だとか、常盤の支所だとか、そういう人員も配置してですね、雪道をポイントポイント全部ということじゃないです。ポイントポイントをですね、もちろん建設課が主体となって把握するんですけども、しなきゃならないんですけども、必要な豪雪対策本部が設置したときにはですね、きちんと課所で、課所のしかるべき人もですね、全庁的に、常盤の方面、それから柏木堰の方面と、本町方面という三つぐらいに大きなグループというか、あるわけですので、それも協力してやるんだということが一つと。

住民の力でというのは、住民の力でというのは私は安全対策のことについてはですね、町内会というものもありましたけれども、私も町内会の役員をやっているんですけども、消防のいわゆる消防の力を日本最大のボランティア組織でもあるあの消防の力も活用するというのをですね、きちんとやっぱりマニュアルに明記してですね、後からいいことを考えつくじゃなくてですね、きちんとそういう体制をつくるべきだと思っておるんですけども、その点を。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

まず、一点目のお話でございますが、通常豪雪対策本部を設置したのは一月の十一です。対策本部のみの会議は三回やりましたけれども、月初め、二月、三月というのは関連したいろいろ豪雪にかかわる会議もしていますから、計五回はしています。その都度今のようなお話で、全課のまず取り組みの仕方を細かく徹底するような指示は出しております。

二つ目の消防団のお話でございますけれども、これも二月二十日ごろ、総務課長に、防災係は総務課に入っていますので、実際二十二分団の消防団の中で、中野目地区、きょうは中野目地区の奈良議員が、ちょっと所用で欠席してございますけれども、あそこはもう数年前から、ひとり暮らし、あるいは高齢世帯のですね、屋根の雪おろしを正月の第二出初式の前後の日曜日を、土日を利用してやっているというようなお話も聞きました。よって、二月の中旬過ぎには総務課長にできれば来年というよりもことしの秋の、ことしの冬のその豪雪対策にはやっぱり高齢者対策のボランティア除雪の雪おろしとかはですね、消防団にもやっぱり参画して、各地域と一緒に、そういう体制を講じるべきだというお話もしていますので、恐らく消防団の幹部の会議の中でもそういう話をしていって、形になるような形で、今後いろいろ詰めていきたいと。そう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

いずれにしても、弘前市も除排雪のことだけでなく雪をどう生かすのかとかということも含めて、プランをつくるんだというふうな花火でなくて、そういうんたことをやる花火の打ち上げじゃなくて、そういうふうにやるというふうなこともありますんでですね、少し先進事例といいますか、何かがこういう話すると、「合併したら常盤の人は除雪はまい

ねぐなっちゃったじゃ」と。「町長かわれば除雪いぐなると思ったっきゃ何もいぐなねじゃ」というようなことがですね、そういうふうに言う人あるんです。あと、藤崎の人に言わせれば、「課長も課長補佐も常盤の人だんでこれ、まいねんだね」とかというような話までですね出て、やっぱりちゃんときちんときちんと直すべきところは改善していくという姿勢を見せていくことができますね、最も肝要じゃないかなと思っております。

それで、部活動のことについてはですね、あと三十七秒あります。三十七秒もありますんで、鶴賀谷議員も聞いておりましたけれども、我々の時代にはですね、愛情のある指導者はびんた一発二発いいんでねがと。平田さんもこれ身に覚えがあるんですよ。でも、そういうようなことで部活動なんかはですね、あったんですけども、ただ、私が聞きたいのはですね、教育長にお聞きします。

スポーツ指導一般にですね、議長許してください。一般に暴力的なというか、そういう指導というのが許されるのか、見直すべきときなのか、どんな感じなのか、教育長にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

教育長。

○教育長（武田 登君）

これは部活動においても、体罰というようなのは、体罰そのものについては、鶴賀谷議員にも申したとおりで、これはあってはならないことであって、してはならないことでもあります。部活動においても、これはそういうふうなことであります。ただ、これまで、今浅利議員も言いましたけれども、我々育ってきたころには、この時代については、時代の背景もありまして、ある程度容認されたようなところもあります。ただ、部活動を指導する上にもですね、今の女子の柔道の部分と申しますか、そういう異議申し立てのところにもありますように、ただ、体罰をもって上達するかというと、それはそうでないと思います。私も指導を十七年間やってきましたけれども、ただ、日本の古来の武道については、

これまでの日本人の何というんですか、習性というんですかね、精神論にこだわってきたことがあります。ただ、今のスポーツをやる人たちは、科学的なトレーニング方法によって、上達が裏づけられております。ただ、以前はそういうふうなものもなく、根性があれば勝てるんだというふうなので、そこにこだわった面がこの体罰につながってきている面が多いかと思えます。これはアマチュアだけでなく、プロの世界でもそれが言えると思えます。これが一番最初に指摘されたのが大相撲ですよ。時津風部屋での若い力士が死亡に至ったという、これで大相撲の世界でも部屋には竹刀も置けないという稽古場には。そういうふうに禁止されております。

ですから、時代とともに、この点については変わってきておりますので、今の時代ではこれは生徒指導においても部活においても、あってはならないということでもあります。

○議長（野呂日出男君）

これで十三番浅利直志君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後二時五十八分
